



日本鉄筋継手協会 役員報酬規程

平成 20 年 7 月 24 日 制定
平成 21 年 2 月 26 日 改正
平成 21 年 4 月 23 日 改正
平成 22 年 9 月 15 日 改正
平成 28 年 3 月 17 日 改正
平成 30 年 6 月 28 日 改正
2019 年 4 月 25 日 改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という）定款第 2 9 条による理事及び監事の報酬の支給について定める。

(報 酬)

第 2 条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

2. 常勤の理事に対しては、俸給と通勤手当を支給する。
3. 前項の算定期間は、当該月の 1 日から月末迄の 1 ヶ月とする。
4. 常勤理事が月又は年の途中で就任又は退職した場合の報酬は、契約によらず日割り計算した金額とする。なお、算定計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り上げ処理とする。

(俸 給)

第 3 条 常勤の理事の俸給は、総会において定める額とする。

(通勤手当)

第 4 条 常勤の理事に通勤手当を支給する。通勤手当の支給方法及び支給額については、交通機関等の利用の場合、運賃相当額を支給する。

(報酬の支払方法)

第 5 条 報酬は、法令の規定により控除すべき金額を控除し、その残額を当該常勤理事が指定する銀行口座に全額振り込む方法により支払うものとする。なお、直接通貨による支払いは行わない。

2. 報酬は、年額として 12 分 1 を毎月 25 日に支給する。

(死亡時の取扱い)

第 6 条 常勤の理事が死亡した場合は、その遺族に当月分の報酬を全額支給する。

2. 前項の遺族の範囲及び順位は法令を準用する。

(出張旅費)

第 7 条 常勤の理事に対する出張旅費の支給は、日本鉄筋継手協会旅費に関する内規を適用する。

(慶弔見舞金)

第 8 条 常勤の理事に対する慶弔に関しては、日本鉄筋継手協会慶弔に関する内規を適用する。

(退職金)

第9条 退職金の支給は行わない。

(補 則)

第10条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、総務担当理事及び財務担当理事の協議を経て、理事会の決議により定める。

(改正又は廃止)

第11条 この規程の改正又は廃止は、総務担当理事及び財務担当理事の合議により発議し、理事会の決議による。

附 則

1. この規程は、2019年4月25日に改正し、2019年5月1日より施行する。

<以下、空白>